

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第90号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

第13条の4第1項中「徴収猶予の申請」を「徴収の猶予の申請」に改める。

第13条の5第1項第10号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第17条第1項第30号を次のように改める。

(30) 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。